

静岡県過疎地域持続的発展方針

（令和 3 年度から令和 12 年度）

令和 3 年 3 月

（令和 9 年 12 月 改定（予定））

目次

第1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1 方針の概要	3
(1) 趣旨	3
(2) 位置付け	3
(3) 期間	3
2 対象地域	3
(1) 過疎地域	3
(2) 分布と地域特性	3
3 過疎地域の現状と課題	6
(1) 過疎地域の概況	6
(2) これまでの過疎対策	7
(3) 今後の課題	8
4 過疎地域の持続的発展の基本的な方針	9
(1) 過疎地域の価値・役割の維持	9
(2) 生活環境の維持	9
(3) 地域の魅力を生かした地域活性化	9
(4) 革新的技術の活用	9
5 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	9

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成	10
(1) 移住・定住・地域間交流の促進	10
(2) 人材の育成	11
2 産業の振興	11
(1) 観光産業等の振興	12
(2) 農林水産業の振興	13
(3) 商工業の振興	16
3 地域における情報化	18
(1) 地域における情報化対策	18
4 交通施設の整備、交通手段の確保	19
(1) 国道、県道及び市町道の整備	19
(2) 農道、林道の整備	20
(3) 交通・物流の確保対策	21

(4) 港湾施設の整備・活用	22
5 生活環境の整備	23
(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備等	23
(2) 防災・救急体制等の整備	25
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
(1) 子育て環境の確保のための対策	26
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
7 医療の確保	28
(1) 医療の確保	28
8 教育の振興	29
(1) 公立小中学校等の教育施設の整備等	29
(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等	29
9 集落の整備	30
(1) 集落の整備	31
10 地域文化の振興等	31
(1) 地域文化の振興等を図るための対策	32
(2) 文化の振興	32
11 再生可能エネルギーの利用の推進	33
(1) 再生可能エネルギー利用促進	33

第 1 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

1 方針の概要

(1) 趣旨

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の防止、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成など多面にわたる機能を有し、県民の安全・安心で豊かな生活を支えています。

しかしながら、過疎地域では、人口減少をはじめ、他地域と比較して厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、交通機能の維持、医療提供体制の確保、教育環境の整備、農地や森林の適切な管理など、多くの課題があります。

本方針は、過疎地域の持続的発展のため、県及び過疎地域を有する市町が、過疎地域特有の豊かな資源を活用し、これらの課題に対応していくための、基本的な方向性を示すものです。

(2) 位置付け

この方針は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「過疎地域持続的発展方針」に位置付けられます。

(3) 期間

静岡県は、法第 2 条第 1 項の規定による過疎地域と、附則第 5 条の規定による特定市町村があり、特定市町村は経過措置期間となる 6 年間で過疎地域持続的発展市町村計画を策定することから、本方針は、2021（令和 3）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間を期間とする。

2 対象地域

(1) 過疎地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（過疎法）に基づく静岡県の過疎地域（過疎市町及び過疎区域）は、以下のとおりです。（2027 年 4 月 1 日現在）

過疎市町

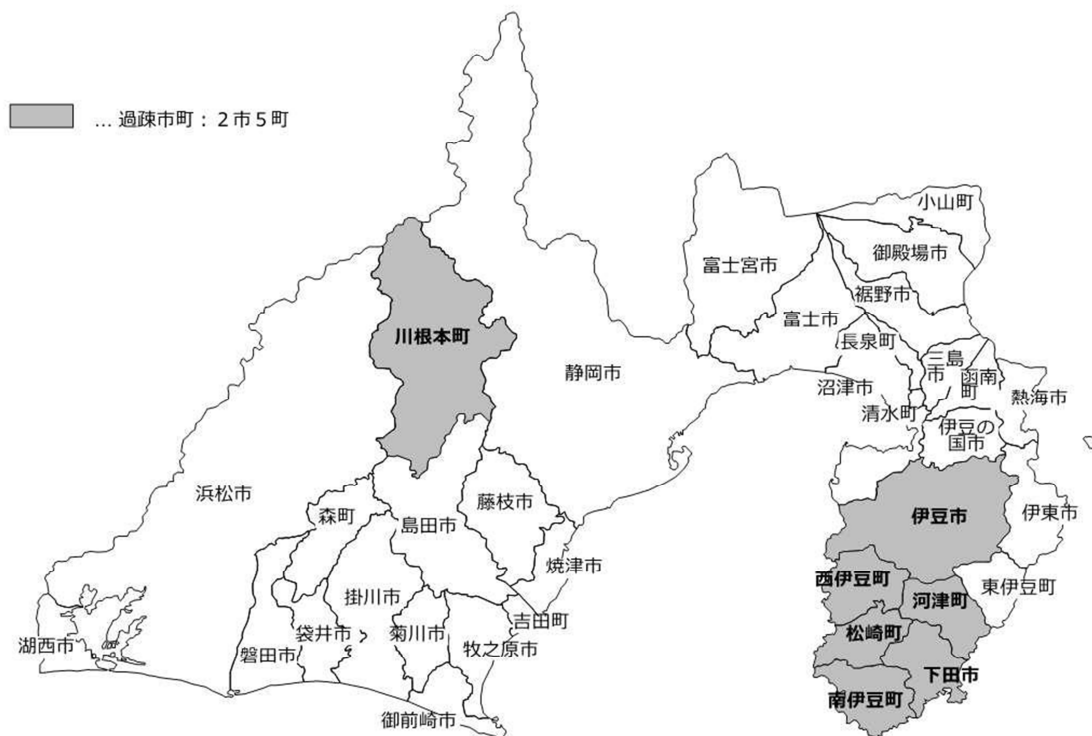
伊豆市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町

(2) 分布と地域特性

過疎地域は、伊豆半島の大部分を占める伊豆地域、県の中央北部に位置する榛北地域に分布しています。

①伊豆地域：伊豆市、下田市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、

②榛北地域：川根本町



① 伊豆地域

大部分が天城山系から派生した山地で平地に乏しいですが、四季を通じて温暖な気候と美しい海、山など優れた自然景観に恵まれています。当地域は海岸線を中心に富士箱根伊豆国立公園に指定されているとともに、温泉にも恵まれていることから日本で有数の観光地となっており、関連する産業が地域経済の中心になっています。

そのほかに、温暖な気候を生かした花き・中晩柑類の栽培といった農業や沿岸漁業等が盛んです。

観光が主要産業であることから、県内の他の過疎地域と比較して、第3次産業就業者の割合が高くなっています。

② 榛北地域

豊かな森林資源に恵まれた大井川上中流域の急峻で起伏に富んだ山間地で、大井川流域の平坦地や緩やかな傾斜地に集落が散在しています。古くから茶を中心に木材、しいたけ等の農林業が盛んな地域で、他の地域と比較して第1次産業就業比率が高くなっています。

また、上流域においては寸又峡等景観の優れた溪谷や山岳地帯の一部が奥大井県立自然公園に指定されているとともに、温泉などの観光資源にも恵まれています。

3 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域の概況

① 人口及び財政力

県内過疎地域の県全体に占める割合は、市町数では 20.0%、面積は 17.6% ですが、人口では 2.3%となっています。また、財政力指数の平均は 0.34 となっており、県内市町の平均である 0.80 の 2 分の 1 未満と低位にあります。

○静岡県の市町数、人口及び面積における過疎市町の占める割合並びに財政力指数

項 目	市町数	人口（人）	面積（k m ² ）	財政力指数 (R5～R7)
県 計	35	3,633,202	7,777.00	0.80
過疎地域計	7	82,454	1,366.38	0.34
伊豆地域	6	76,248	869.50	0.34
榛北地域	1	6,206	496.88	0.33
過疎市町が占める割合	20.0%	2.3%	17.6%	—

出典：総務省「令和 2 年国勢調査」、国土交通省「全国都道府県市区町村別面積調」、静岡県「県内市町 財政力指数」

面積の 86.2%が林野となっており、過疎市町を除く地域の 60.3%と比較して著しく高くなっています。

人口構成は、高齢者人口（65 歳以上人口）の割合が 44.9%、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が 46.9%となっており、県平均と比較すると、高齢者人口割合は約 15 ポイント高く、生産年齢人口割合は約 10 ポイント低くなっています。

人口動態については、過疎市町、過疎市町を除く地域ともに自然減の状態であり、転入出による社会増減についても、過疎市町、過疎市町を除く地域ともに転出超過の状態です。

過疎地域では、今後も急速な人口減少が見込まれており、2020（令和 2）年から 2030（令和 12）年の人口減少率は、県平均 6.8%に対し、過疎市町は 18.8%と推計されています。また、人口移動の影響を除く封鎖人口でも、過疎市町の人口は 16.4%減少する見込みとなっています。

○人口及び人口構成

	人口（人）				人口に占める割合		
	合計	～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	～14 歳	15～64 歳	65 歳以上
全県	3,633,202	438,723	2,071,258	1,084,282	12.1%	57.0%	29.8%

過疎地域	82,454	6,616	38,672	37,045	8.0%	46.9%	44.9%
伊豆	76,248	6,213	35,945	33,969	8.1%	47.1%	44.6%
榛北	6,206	403	2,727	3,076	6.5%	43.9%	49.6%

出典：総務省「令和2年国勢調査」（人口の合計は、年齢不詳を含む。）

② 産業・交通

産業構造を産業分類別の就業者数及び市町内総生産で比較すると、過疎市町は過疎市町を除く地域と比較して、第3次産業の占める割合が顕著に高く、特に宿泊・飲食業に従事する人の割合は、県平均と比較して10%以上高くなっています。

道路等の整備状況を、道路改良率及び舗装率で比較すると、過疎市町の道路改良率は約28%、舗装率は13%程度、県平均より低くなっています。

③ 医療・福祉

過疎地域の人口10万人当たりの医師数は、158.9人となっており、県平均227.7人と比較して低くなっています。

また、県内には、6市町に11箇所の無医地区がありますが、そのうち、5箇所が過疎地区内となっています。

④ 集落

2025（令和6）年4月時点の過疎地域の集落数は、311箇所であり、このうち47%の集落において、人口の半数以上が高齢者となっています。

集落の数は、2019（平成31）年が312箇所、2025（令和6）年が311箇所と、ほぼ横ばいですが、集落当たりの人数は284.1人から255.8人となっており、集落を構成する人口や世帯が減少している状況です。

(2) これまでの過疎対策

過疎地域の振興を図るため、県及び関係町村では1970（昭和45）年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」及び1980（昭和55）年に制定された「過疎地域振興特別措置法」、1990（平成2）年に制定された「過疎地域活性化特別措置法」に基づいて、それぞれ過疎地域振興計画を策定し、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきたところです。その結果、国県道及び町村道の整備（代行整備を含む）などの交通体系の整備や、中学校の改築、耐震補強など教育文化施設の整備、緑茶加工施設設置など産業振興のための施設整備、さらには地域の資源を

生かした観光・レクリエーション施設の整備などの事業について成果をあげることができました。

また、2000（平成 12）年に制定された「過疎地域自立促進特別措置法」による過疎地域自立促進計画においても、交通基盤の整備、上下水道や消防体制といった生活環境の改善や、高齢者の福祉増進のための施設整備を着実に進めるとともに、平成 22 年の「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」の施行により、過疎地域自立促進のための特別措置が拡充されたことを踏まえ、これまでのハード事業に加え、産業振興や地域間交流の促進などのソフト事業を充実させ、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施してきました。

○計画期間ごとの事業費（決算額）（百万円）

計画期間	産業振興	交通通信	生活環境	医療福祉	その他	合 計
H12-16	8,710	30,244	1,926	291	536	41,707
H17-21	4,894	14,120	2,589	208	39	21,850
H22-27	4,838	12,884	3,920	928	626	23,196
H28-R2	1,460	2,171	556	219	2,188	6,594
合計	19,902	59,419	8,991	1,646	3,389	93,347

(3) 今後の課題

過疎地域は、食料、水及びエネルギーの安定的な供給、自然災害の防止、自然環境の保全、多様な文化の継承、良好な景観の形成など、過疎地域だけではなく、その他の地域の人々が暮らしていく上で欠かせない多面的な機能がありますが、集落を構成する人口の減少や高齢化により、地域住民が相互に扶助し合いながら農林地や地域固有の景観、文化等地域資源を維持管理する「資源管理機能」や草刈りや道普請などにより農林漁業等の地域の生産活動を地域住民が保管する「生産補完機能」が低下しており、過疎地域固有の機能や価値を維持していくことが難しくなっています。

また、給水施設やゴミ処理、集会施設などの生活基盤の維持が困難になっている集落も多くなっており、今後は、人口減少を前提として、生活基盤の維持確保を図る必要があります。

また、過疎地域では、高齢者人口の割合が高く、自然減による人口減少も多いことから、移住定住の促進等による人口減少の抑制に加え、地域間交流の促進、関係人口の拡大などの地域活性化に取り組む必要があります。

4 過疎地域の持続的発展の基本的な方針

(1) 過疎地域の価値・役割の維持

過疎地域固有の価値や役割は、山林や水源などの豊かな自然により保たれているものであることから、山林の適切な管理や水源の涵養などの環境保全を図るとともに、地域資源を活用した農林水産業の振興を図ります。

(2) 生活環境の維持

中長期的な人口減少を見据えて、公共施設等の整備や身近な生活交通の確保、医療・福祉サービス提供体制の確保など、適切な規模での生活基盤の維持・整備を図ります。

(3) 地域の魅力を生かした地域活性化

近年高まる地方回帰や多拠点居住への関心が、多様な働き方の定着やウェルビーイングへの志向によってさらに加速しています。この機運を確実に捉え、移住定住の促進や関係人口の創出・拡大、地域間交流の活性化に取り組むことで、持続可能な地域社会の実現と人口減少の抑制を図ります。

(4) 先端技術の活用

過疎地域の地理的な条件不利や人口減少による担い手不足に対応するため、IoT、ICT、AI やロボティクスなどの先端技術の活用を図り、持続可能な地域づくりに取り組みます。

5 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

諸施策を推進する上で、個々の自治体ごとの取組では、財源、人材、情報等に限りがああり、今後、各自治体の投資余力が急速に減少することが見込まれる中では、これまで以上に効率的な行政運営が求められます。

このため、共通した課題に対しては、既存の自治体の枠を超えた広域的な取組を進めていくことが重要であることから、県の総合計画や各分野の広域事業計画等との整合性を保ちながら、地域の実情や抱えている課題を踏まえた広域的な地域づくりを推進していきます。

また、自治体間の連携による行政サービスの推進に当たっては、県も積極的に関わりながら、効率的な事務処理体制の構築に向けた検討を行うとともに、市町間の連携を基本としつつも、市町間の連携による課題解決が困難な地域においては、県が補完を行うことも検討し、広域自治体としての必要な役割を果たしていきます。

第2 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材の育成

過疎地域では、人口の自然減少に加え、転出による減少も他の地域に比べ急速に進んでおり、転出の抑制や転入の促進により、人口減少率を緩やかなものとしていくことが課題となっています。

このことから、官民で構成する「静岡県に住みかえる推進本部」構成員が連携して、本県で実現できる魅力的で快適なライフスタイルの情報発信や相談体制の充実、地域の受入態勢の強化に取り組み、県外からの移住・定住を促進します。

また、人口減少社会における地域活性化には、地域間交流を促進するほか、地域の外から多様な形で地域と関わる関係人口を増やしていくことが重要となっています。

このため、多様化する旅行者ニーズに対応し、本県の魅力の1つである農林漁業体験、自然景観、地域の伝統文化等、地域資源を活用し、都市と農山漁村等との地域間交流を促進します。また、地域づくりの担い手の確保や地域の活力を維持するため、本県と様々な形で多様な関わりを持つ関係人口の創出・拡大を目指すとともに、都市と地方を行き来しながら暮らす二地域居住を推進します。

あわせて、過疎地域での多様化・深刻化する課題への対応を推進するため、専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していきます。

(1) 移住・定住・地域間交流の促進

【現状と課題】

県や市町、地域団体等が一体となって情報発信、相談体制の充実等に取り組んできた結果、県外からの移住者数は順調に進捗しています。近年物価の高騰等により、地方移住に関心を持つ東京圏在住者等が増加していることを踏まえ、移住検討者個々のニーズに沿った情報発信の強化や相談体制の充実を図っていく必要があります。

地域間交流については、旅行者ニーズの多様化やライフスタイルの変化などを背景に、観光やテレワークの目的地として、開放感のある自然環境などへ関心が高まっています。このため、過疎地域特有の地域資源を活用した地域間交流の促進が重要となります。

地域社会の担い手不足やコミュニティの弱体化に対応するため、地域外の視点で地域づくり活動に協力する「関係人口」の創出・拡大に加え、都市と地方の双方で生活する新たなライフスタイルの推進が重要です。また、過疎地域では新たな関係人口の受け入れや継続的な関係づくりの体制が十分でないため、関係人口と地域のミスマッチが生じています。

【基本的方向】

大都市圏等の移住検討者に向けて、ホームページや SNS 等を活用して移住の検討段階に応じた情報発信を強化していきます。また、「静岡県に住みかえる推進本部」の構成員である県、市町、地域団体等が連携して、相談対応や受入態勢の充実に取り組みます。

加えて、過疎地域を含む県内各地域の課題解決や中小企業等における担い手確保を図るため、国・県・市町が一体となり移住支援事業を推進することで、若者をはじめとした首都圏からの移住者を増やしていきます。

また、過疎地域の自然環境や文化を生かしながら、体験型の自然学習や農林漁業の体験、農山漁村での生活体験を通じて地域交流・経済活性化を図る持続可能な観光を推進します。

関係人口の創出・拡大に向けては、専用ホームページを活用し、本県に関わる魅力を発信するとともに、地域づくり活動の支援、関係人口を受け入れる地域づくり活動を持続的に推進する人材の育成と仕組の普及に取り組みます。

加えて、二地域居住の推進に向けては、都市と地方の人材の好循環を図るため、二地域居住での負担や障壁を解消するとともに、静岡県内の地域との継続的な関わりの深化に取り組みます。

(2) 人材の育成

【現状と課題】

過疎地域では、担い手不足、商店の閉鎖、公共交通の利便性の低下など、人口減少等に起因する課題が顕在化しており、地域おこし協力隊等が課題への取組を進めています。多様化・深刻化する課題への対応を推進するため、地域の課題に取り組む人材の連携及び確保、育成が必要です。

【基本的方向】

過疎地域での多様化・深刻化する課題への対応を推進するため、専門人材の確保・活用による雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進していく必要があります。このため、民間企業の専門人材を過疎政策支援員として委嘱し、過疎地域を中心に派遣することで、過疎地域の持続的発展に資する多様な人材を確保・育成します。

2 産業の振興

豊かな地域資源の特長を生かした産業を振興するため、ブランド力の向上や観光

地域づくりを推進し、交流人口の拡大等による地域経済の持続的な成長を図ります。

また、茶業をはじめとする地域資源の特長・魅力を生かした付加価値の高い商品の開発や、スマート農業技術の導入による農作業の効率化により、持続的な中山間地域農業の振興を図ります。

併せて、ICT等先端技術の活用や林業生産基盤の整備を通じた林業経営体の経営力強化、栽培漁業・資源管理型漁業の一層の推進、地域資源を活用した特産品の開発や6次産業化の推進等により産業基盤の強化を推進します。

さらに、情報通信業やコンテンツ関連産業のオフィス誘致に積極的に取り組むとともに、地域創業支援やスタートアップの創出、育成等により地域経済の活性化と雇用の拡大を図ります。

(1) 観光産業等の振興

【現状と課題】

観光のニーズは「モノ消費」から「コト消費」へと変化しており、「その地域らしさを五感で体感すること」、例えば、まちを歩いてその地域にしかない「自然」や「歴史・文化」、「食」、「暮らし」など「地域らしさ」を五感で楽しむ観光に変化しています。

かつては観光地と言われなかった地域で、まち歩きや地域住民とのふれあいにより観光客が増加し、地域活性化が進んだ事例も出てきています。

過疎地域は、豊かな自然環境や伝統芸能・伝統工芸、地場産業など今日の観光客のニーズに沿った地域特性を有していますが、交通アクセスの不備、周遊性の欠如、情報発信能力の弱さなど多くの課題もあります。

このため、これらの地域特性を観光資源として有効に活用し、広域的な取組により周遊性を高めることで、都市地域との交流を図るとともに、積極的かつ効果的な情報発信を行うことにより、地域の活性化を推進していく必要があります。

【基本的方向】

地域内消費を拡大する豊かな観光地域の実現を目指し、農林水産業者や地域の関連事業者、住民などの多様な関係者を巻き込み、観光の価値向上に向けた戦略を共有し、観光産業の基盤強化と高付加価値化を推進します。

具体的には、過疎地域の自然環境や文化を生かしながら、体験型の自然学習や農林漁業の体験、農山漁村での生活体験を通じて地域交流・経済活性化を図る持続可能な観光を推進します。

また、DMO等との連携により、戦略的なマーケティングや観光地域づくりを推進します。

(2) 農林水産業の振興

【現状と課題】

① 農業

農村の人口減少や高齢化に伴う農村協働力の脆弱化は、農地・農業用施設や美しい景観、伝統・文化、自然環境等の地域資源の保全・継承に影響を及ぼしています。

また、中山間地域は平地と比較して農業生産条件が不利なことから、荒廃農地の発生が問題となっているほか、野生鳥獣による被害金額も依然として高い水準で推移しています。

② 茶業

中山間地域の利点を生かした高級茶や有機抹茶の生産により優れた経営を行っている生産者もいますが、多くの生産者は後継者がおらず、年々茶園の荒廃化が進んでいます。

また、茶の需要動向の変化に対応した生産構造への転換や、静岡茶の魅力や価値を伝える情報発信のデジタル化に取り組む必要性が生じています。

③ 林業

森林は、木材生産のほか、CO2 吸収による地球温暖化防止、県土の保全、水源の涵養、保健休養など多面的機能を有し、健全な森林の造成・育成を通じて、それらの機能が持続的に発揮されます。また、本県民有林の人工林の大部分は、木材として利用可能な成熟期を迎えていることから、森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現が求められています。さらに、「2050 ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）」の達成に向け、森林吸収源対策としての森林整備の必要性が高まっているとともに、SDGs の普及により森林認証材をはじめとした木材利用の関心が高まっています。

一方、過疎地域をはじめ、山村地域の主要産業である林業は、零細な森林所有構造に加え、採算性の悪化などによる活動の停滞などの問題が生じています。

このような中、林業の成長産業化に向けた木材生産活動が活発になるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税を活用した森林整備の増加が見込まれています。

このため、過疎地域をはじめ、山村地域の林業振興のため森林施業の集約化や林内路網の整備などにより木材生産基盤を整えるとともに、林業を支える人材の確保・育成を図る必要があります。

④ 水産業

伊豆半島南・西部地域では、きんめだいやいか類を対象とした沿岸の釣り漁業や、いせえび、あわび、さざえ、海藻類等を対象とした磯根漁業が営まれ、漁業生産活動の拠点として 22 の漁港（妻良漁港、安良里漁港など）と 5 つの港湾（土肥港、宇久須港、松崎港、手石港、下田港）を有しています。また、この地域は複雑な海岸・海底地形や黒潮がもたらす多様な生物環境に恵まれており、釣りやダイビングなどの海洋レクリエーションを楽しむ人々が多数訪れ、民宿や遊漁との兼業も多くなっています。2018（平成 30）年にはユネスコの世界ジオパークに認定され、外国人観光客も増加しています。

このような中、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油等経費の高騰等により漁業経営は厳しい状態が続き、漁業就業者の高齢化や減少が進んでいます。

河川では、漁業協同組合により、あゆ、あまご等の種苗が放流され、釣り人が県内外から訪れる憩いの場となっています。しかし、一方では、周辺環境の変化やカワウによる食害等により、あゆ等の釣り場としての魅力が低下しています。

【基本的方向】

① 農業

中山間地域における持続的な農業生産、鳥獣被害の軽減、中山間地の魅力を生かした交流・関係人口の拡大に向けて、以下の施策を推進します。

（中山間地域における持続的な農業生産）

- ・地域外からの就農支援による担い手の確保
- ・地域における農地利用の将来像「地域計画」に基づく、担い手への農地集積・集約化、荒廃農地発生防止・再生利用の促進
- ・スマート農業技術の導入による農作業の省力化、軽労働化
- ・中山間地域等直接支払制度（第 6 期対策／令和 7 年度～令和 11 年度）の活用による農業生産活動の継続支援

（鳥獣被害の軽減）

- ・「野生鳥獣被害緊急対策アクションプログラム」に基づく捕獲対策、予防対策、生息環境対策
- ・ジビエ利活用の推進

（中山間地域の魅力を生かした交流・関係人口の拡大）

- ・地域資源を生かした国内外からの誘客促進、地域・産地のブランド力向上、地域のサポーターづくり、地域の情報発信、農産物の販売促進

② 茶業

茶の需要動向の変化に対応するため、高級茶や輸出向けの有機抹茶に加えて、香り緑茶や和紅茶など付加価値の高い茶の生産、他の作物と組み合わせた複合経営、山間地ならではの景観を生かしたティーツーリズムの推進など、民間活力を生かし、異業種とも連携した収益性の高い茶業経営体の育成を図ります。

また、小規模基盤整備を進め、中山間地茶業に合った機械化体系を推進します。

③ 林業

過疎地域をはじめ、山村地域の林業振興のため就業希望者に対する相談会や現場見学会、高校生を対象にした出前講座などを通じ、林業への新規就業を促進するとともに、技術者の知識や技術向上を支援し、持続可能な林業を担う森林技術者を確保及び育成します。

また、木材生産面からは、ICT等先端技術を活用した森林の集積・集約化や先端技術の現場実装、丸太運搬を効率化する主伐材の搬出に適した路網整備の促進、ドローン等を活用した管理業務の省力化などの林業イノベーションの取組により、低コスト主伐・再造林を促進するとともに、林業経営体の就労環境や労働安全の向上などに対する取組を支援するなど、経営改革を促進し、林業経営体の経営力の強化を図ります。

あわせて、木材の流通・加工面からは、中間土場の機能向上などにより、県産材丸太の流通の最適化を図るとともに、地域の製材工場ネットワークの強化や加工施設の整備を支援し、県産材製品の供給体制の強化を図ります。

さらに、環境と経済を両立させた世界水準の森林管理に向け、国際的な森林認証の取得や生産基盤の整備を促進するとともに、森林認証の認知度の更なる向上を図ります。

④ 水産業

伊豆半島南・西部地域では、魚介類の栽培漁業・資源管理型漁業を一層推進するとともに、地域の特性を生かした海業の取組として、都市住民との交流の促進、海洋レクリエーションとの共存に向けた秩序ある海面利用の促進等により、魅力ある漁業経営の実現を図ります。

また、消費者にアピールできる付加価値の高い水産物を提供するため、公共インフラやデジタル技術等を活用した物流・流通の効率化により、西伊豆の地場水産物の県内消費地に向けた需要開拓や販路拡大を目指します。

さらに近年、漁協等が直営する食堂・レストランの人气が高まり、集客数が増加していることから、県産水産物の消費拡大に向けて、観光・食育イベントや企業、ダイビング等の体験型施設との連携を強化して更なる誘客の増加を目指します。

また、漁業高等学園の人材育成体制の充実や漁業就業者確保育成センター等による就業支援策により、新規漁業就業者の確保育成に努めます。

加えて、新たな漁業経営や漁協経営の在り方を検討するため、多様な関係者を招聘した「水産業の未来づくりプラットフォーム」を立ち上げ、課題抽出や経営分析を行い、漁業者所得の向上により持続可能な水産業の実現を目指します。

河川では、種苗放流を継続して行うほか、河川環境の保全、カワウの食害対策等の取組を進め、地域資源としての魅力を高めていきます。

(3) 商工業の振興

【現状と課題】

① 地場産業の振興

人口減少、高齢化が進行する中、地域生活を支える産業の維持・育成が喫緊の課題となっており、地域経済の活性化や持続的な発展を目指し、産業の枠を超えた連携による新たな価値の創造が求められています。

農林漁業者の所得を向上する手法の一つとして、農林水産物の付加価値やブランド力の向上に加え、商品の販路拡大や流通体制の整備などが求められています。

そのためには、農林水産物を含む地域資源を活用した事業化に向けた、異業種連携の促進や食に関する地域活動の活性化を進めていく必要があります。

また、次世代への事業継承における担い手不足、6次産業化が個々の事業者による取組に留まっており地域全体に広がっていない、6次化した製品の買い手が少ないなど、生産面、販売面ともに課題を抱えています。

② 企業の誘致対策

過疎地域は平坦地が少なく、労働力不足、輸送コスト増など立地条件が不利な状況にあるため、企業誘致が困難となっています。また、立地済みの企業も、生産設備等の拡張の余地が限られる等、継続的な操業・事業拡大に当たっての障害が多くあります。

③ 起業の促進

人口減少、高齢化が進行し地域生活を支える産業の維持・育成が喫緊の課題となっている中、資金繰り支援等によりセーフティネットの機能を充実させていくとともに、新しい技術やサービスを有する創業者やスタートアップの創出、育成により、地域経済の活性化や雇用の増大を図っていくことが重要です。

④ 商業の振興

過疎地域の商業は、人口減少や少子高齢化による購買力の低下と、経営者の高齢化による経営意欲の減退など、商業の維持・利益向上が困難な状況にあります。無店舗地区も増える中、宅配を利用した購買の増加や移動販売事業の展開が全国的になってきているものの、地域の実情に応じた持続可能な商業サービスの提供が課題です。

【基本的方向】

① 地場産業の振興

地域資源を活用した商品の開発等を推進するため、以下の施策を行います。

- ・農林水産物の商品化や異業種連携による事業化の支援
- ・産地と連携した首都圏量販店でのフェアの定着
- ・商品の販路開拓として、量販店や卸事業者等との商談会の開催
- ・地域全体での取組を目指し、食に関する地域活動を牽引する人材の活躍促進

また、6次産業化の推進に加え、地域生活に必要な商品、サービス等が持続的に提供されるよう、事業承継やソーシャルビジネスの起業等を促進します。

② 企業誘致

過疎地域の市町は、それぞれ置かれている環境や施策が異なるため、各市町の施策や意向等を丁寧に聞き取りながら、各市町に寄り添い、連携して企業誘致を進めていきます。

特に広い土地を必要としないサービス業のうち情報通信業やコンテンツ関連企業のオフィス誘致に取り組むとともに、東京事務所と連携し、本県の優位性やリスク分散などを首都圏や近隣県の企業へアピールしていきます。

③ 起業の促進

過疎地域を含め県全体の創業しやすい環境整備を図るため、産業競争力強化法に基づく市町創業支援等事業計画の策定・充実を促進します。

また、東京一極集中や人口減少・高齢化の進行等に伴い増大・多様化している地域の社会課題に対し、ビジネスの手法で解決する起業を支援します。

④ 商業の振興

過疎地域の市町の商業環境は、地域ごとに課題やニーズが異なるため、各市町の施策や意向等を丁寧に聞き取り、空き店舗等を活用したりノベーションまちづくり等の取組を連携しながら推進するほか、地域に合った魅力的な個店の創出により商業の活性化を図ります。

3 地域における情報化

地域の実情を踏まえ、様々な財政支援制度を活用し、柔軟な整備手法により、高度な情報通信基盤の整備とその利活用を図るとともに、災害時における通信確保体制の整備、充実を図ります。

(1) 地域における情報化対策

【現状と課題】

人口減少、大規模な自然災害、感染症等のリスクに的確に対応し、持続可能で個性豊かな地域社会の形成を目指す上で、AIを始めとするデジタル技術はこれまで対応困難であった個人や地域の課題に対応できるようになる可能性を秘めています。

デジタル技術を活用するために、過疎地域を含む全ての地域において光ファイバ網や多様な無線通信などの情報通信基盤の整備を進めていく必要があります。

【基本的方向】

情報通信基盤・体系を整備することで、時間や距離を越えた情報のやりとりが可能となり、過疎地域と都市地域との情報格差解消をはじめ、地域住民に対する行政サービスの向上やテレワークなど新しい働き方の実現、ワーケーションの促進による関係人口の増加など過疎地域と都市部との交流促進等が期待されています。

加えて、5Gの実装により、農業、製造業、建設、交通など幅広い分野で業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果も期待されています。

このため、地域の実情を踏まえ、様々な財政支援制度の活用や、高速無線と光ファイバの併用など柔軟な整備手法により、情報通信基盤の積極的な整備を推進します。

また、自治体の情報システムの標準化・共通化への対応を進めるとともに、ICT技術の専門家等による支援や人材育成の推進により、防災、教育、環境、医療、防犯、交通安全、産業振興等各種施策の推進につながる様々な情報通信基盤の利

活用を促進します。

さらに、誰にも優しいデジタル社会を実現するため、高齢者を含めた県民の情報リテラシーの向上等を支援します。

携帯電話エリアについては、5G 基地局等の整備を含め積極的な不感地域の解消、サービスエリアの拡充に努めるとともに、災害時における情報伝達網等の通信ネットワークシステムの整備を引き続き推進します。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

急激な人口減少や少子高齢化が進行する中で、地域の交通網については、生活の足の確保が大きな課題となっていることから、安心して住み続けられる地域を守るため、地域住民の活動・交流拠点の強化や、生活サービス機能の集約とともに生活圏内外の地域交通ネットワークの形成を推進します。

地域交通ネットワークの整備にあつては、地方生活圏の中心都市と過疎地域を結ぶ交通の確保が必要不可欠であるとともに、同一生活圏内の隣接地域間を連絡する交通も充実させる必要があります。

過疎地域では、基幹的な市町道、農道及び林道の整備が他の地域に比較して遅れているので、県の代行制度の活用も踏まえ、その推進に努めます。

また、地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な公共交通機関の維持・確保などを図ります。

(1) 国道、県道及び市町道の整備

【現状と課題】

過疎地域では、その他の地域に比べ、道路整備が遅れています。

国道、県道及び市町道の道路整備状況については、舗装率は国道が 100%、県道も通行不能区間を除き 100%ですが、市町道は、伊豆半島南・西部地域で 70% 前後と県平均と比較して低い割合となっています。

改良率は、国道、県道ともに、主に伊豆半島南部地域で県平均に達しているものの、伊豆半島西部及び榛北地域では県平均を下回っており、市町道の改良率も県平均を大幅に下回り、改良が遅れている状況です。

また、地形上の制約等により災害時の迂回路が少ないこと、高齢者人口が年々増加していることから、地域住民の暮らしを支えるため、災害に強く、安全で安心して通行できる道路が求められています。

さらに、東名高速道路・新東名高速道路や東海道新幹線等、国土の基盤となる交通網へのアクセスが悪いことから、これら交通網へのアクセス向上も課題となっています。

【基本的方向】

国道（県管理分）、県道については、地方生活圏の中心都市へのアクセスが容易になるよう、その交通体系の中で整備を推進するものとし、地域の中心都市あるいは中小都市と過疎地域基幹集落を結ぶ幹線道路網の計画的な整備に努めます。

さらに、地域の孤立等を防止する防災機能の強化や道路施設の適切な維持管理・更新による長寿命化に取り組めます。

また、日常生活において基幹的な役割を担っている幹線市町道については、地域の利便性が高まるよう、市町の要望を踏まえ、引き続き代行事業による支援を行っていきます。

(2) 農道、林道の整備

【現状と課題】

① 農道

農道は、ほ場と幹線道路、集出荷施設等を結び、農業生産と流通の合理化のために不可欠な施設であり、過疎地域においては生活道路としての機能もあることなどからより必要性が高い施設です。

また、過疎地域の農道は、地形条件等から近年頻発する集中豪雨等の災害に対して脆弱であり、定期的な点検や保全対策が必要となっています。

② 林道

林道は、森林の適正な整備・保全と、効率的かつ安定的な林業経営の確立に必要な道路施設であるとともに、農山村地域の生活道や、地域産業の振興、森林の総合利用、都市と山村を結ぶ動脈として重要な役割を担っています。

しかしながら、過疎地域では、基幹的な林道整備がいまだ遅れている状況にあることから、自然条件や社会的条件を考慮しながら整備を推進することが重要です。

【基本的方向】

① 農道

農道は、過疎地域の農業振興の基盤となるものであるため、国県道、市町道等とのネットワーク化を図るとともに、基幹的農道については、効果の早期発現のため、県の代行制度の活用も踏まえ、整備を推進します。代行制度の活用にあたっては、他の地域と比較して遅れている整備を促進するための支援を引

き続き行うとともに、地域農業の生産性を高めるための整備を市町と協力し推進します。

既存の農道については、長寿命化に向けた保全対策計画の策定、更新整備や不測の事態が発生した場合の緊急対策を実施します。

② 林道

基幹的な林道については、県の代行制度などの活用も踏まえた整備を推進し、適切な森林整備の促進と木材流通のコスト削減を図ります。代行制度の活用にあたっては、他の地域と比較して遅れている箇所の整備を促進するための支援を引き続き行うとともに、市町と協力して、森林施業の集約化に資する林内路網計画の推進等により、過疎地域の持続的発展を支援します。

(3) 交通・物流の確保対策

【現状と課題】

① 交通手段の確保

過疎地域におけるバス路線及び鉄道は、地域の生活交通として重要な役割を担っていますが、人口減少や自家用車の普及により利用者の減少が進んでいます。

バス路線については、地域によっては、路線の維持が困難となっているため、利用者・事業者・自治体が一体となった路線の維持・確保への取組とともに、広域的な観点での路線の再編が課題となっています。また、将来的には、公共交通への自動運転の導入を検討する必要があります。

鉄道については、地域住民や国内外からの観光客増加につながる利用促進策や、地域の公共交通として安全で安定した列車運行を持続するための鉄道施設の老朽化・耐震化対策が課題となっています。

② 物流網の確保

過疎地域は、地理的に不利な条件下にあり、物流のコストが他の地域と比較して高い傾向にあります。また、小規模な集落では、流通機能や地域交通が弱体化することに伴い、食料品等の日常の買い物が困難又は不便な状況に置かれており、過疎地域等における物流網の維持・確保が課題となっています。

【基本的方向】

① 交通手段の確保

地域のニーズに応じた利用しやすく持続可能な生活交通を確保できるよう

利用者、市町、交通事業者等と連携して、バス路線の維持・確保を図るとともに、代替手段として地域の実情を踏まえた公共ライドシェアなど新たな運行形態の導入を推進します。

また、市町主体の自動運転実証実験を伴走支援し、公共交通への自動運転サービスの社会実装を目指します。加えて、鉄道の安全性の確保を図るため、設備等の更新など老朽化対策や橋りょう、高架橋の補強など耐震対策を支援します。

あわせて、通勤・通学者や観光客等の鉄道・バス等公共交通の利用促進のため、利便性の高いダイヤや交通結節点の機能の向上を図ります。

② 物流網の確保

国の「総合物流施策大綱」を参考に、物流に携わる関係者との連携のもと、物流効率化や環境整備を推進し、過疎地域等における持続可能な物流インフラ等の維持・確保を図ります。

(4) 港湾施設の整備・活用

【現状と課題】

伊豆半島南・西部地域の港湾は、伊豆諸島地域や県中部との定期航路をはじめ、観光や水産業など地域産業の拠点として大きな役割を果たし、観光や水産業を中心とした地域産業の発展に寄与しています。

近年、人口減少や少子高齢化により地域社会の構造が変化する中で、外部との交流拡大や地域の活性化に向けた取組の重要性が一層高まっています。

また、当地域は急峻な山々が水際線まで迫る変化に富んだ海岸線を生かした観光地であり、土肥港と清水港を結ぶフェリー航路や、下田港の観光船などの観光利用に加え、下田港と伊豆諸島を結ぶフェリー航路は、生活航路としても地域に重要な役割を果たしています。

こうした状況を踏まえ、港湾機能の確保に向けた航路・泊地の浚渫や係留施設等の老朽化対策を計画的に推進し、港湾施設の継続的なメンテナンスと機能強化に努めていきます。また、環境保全の観点から、海岸漂着物対策として流木などの回収や自然環境の保全にも積極的に取り組み、持続可能で住みよい地域づくりに貢献していきます。

【基本的方向】

伊豆半島南・西部地域の港湾は、伊豆諸島地域や県中部との定期航路をはじめ、観光や水産業など地域産業の重要な拠点として、その役割はますます重要となっ

ています。こうした背景を踏まえ、港湾機能の確保に向けて航路・泊地の浚渫や係留施設等の老朽化対策を計画的に推進し、港湾施設の継続的なメンテナンスと機能強化を図ります。

また、環境保全の観点から、海岸漂着物対策として流木等の回収や自然環境の保全に積極的に取り組み、持続可能で住みよい地域づくりを推進します。

さらに、駿河湾内を結ぶ海上交通の維持・活性化として駿河湾フェリー等の利用促進を図るとともに、ジオサイトを巡る遊覧船等の着地型・体験型観光について、伊豆半島全域の市町と連携した取組を引き続き行います。

5 生活環境の整備

過疎地域は、豊富な水資源や美しい景観、文化など、数多くの地域資源を有しており、これらの維持保全には人の定住が不可欠ですが、生活環境の整備が十分とは言えない状況です。

災害や火災などから住民生活を守り、快適で安全な生活環境を構築するため、適切な利用、更新、運営が図られるよう施設の配置や市町間の広域連携の方向性を示し、広域的な経済社会生活圏又は市町内における水道施設や污水处理施設等の整備を促進します。

(1) 簡易水道、下水処理施設等の整備等

【現状と課題】

① 簡易水道・水道

水道事業については、人口減少に伴い、給水人口・給水量が減少傾向にあり、財政基盤が脆弱な事業体は、清浄かつ豊富な水を永続的に供給することが難しくなっています。

近年は、国の政策の下、水道事業体の統合等が進み、水道事業の基盤強化が図られていますが、地形的条件等で統合が難しい過疎地域の小規模事業体は残っています。

また、それら水道事業体の施設の多くは、1955（昭和 30）～1975（昭和 50）年頃に整備されており、老朽化が進んでいるため、更新や耐震化を速やかに進める必要があります。

② 污水处理施設

過疎地域の污水处理は、下水道事業が 2 市（下田市及び伊豆市）1 町（南伊豆町）、農業集落排水事業が 1 市（伊豆市）1 町（松崎町）及び漁業集落排水事業が 1 市（下田市）2 町（南伊豆町、松崎町）で実施されていますが、これ

らの事業と合併処理浄化槽（河津町）による処理を合わせた汚水処理人口普及率は、2024（令和6）年度末で約63%であり、県平均の約86.5%と比べて立ち遅れた現状です。

また、2024（令和6）年度末の汚水処理人口普及率は、伊豆市の約74%から西伊豆町の約40%と、過疎地域内で大きな差が生じています。

③ ごみ処理施設、し尿処理施設

本県においては、令和3年度に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」において広域化ブロック区割りとして賀茂、東部、中部、西部の4地域を設定し、広域的な廃棄物処理体制構築のため検討を行ってきました。しかし、賀茂地域の一部（下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）では今も市町ごとの処理体制となっています。

今後、人口減少や資源循環経済の推進により、一般廃棄物の減量が進むと予想される中、廃棄物を安定的・効率的に処理するためには複数の市町が共同して廃棄物の処理を行うことが一層重要になってきます。

このため、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討する必要があります。特に、過疎地域においては、生活の基盤であるごみの収集に関して住民の不便をなくし、安全・安心を確保する配慮が必要です。

【基本的方向】

① 簡易水道・水道

事業体の経営体制の見直しを進めるほか、市町を越えた事業運営の一体化や事務の共同発注等、地域に合った広域連携により水道事業の基盤強化を図り、簡易水道等の水道施設の耐震化や更新を計画的に進めることができる体制を構築していきます。

② 汚水処理施設

汚水処理施設については、住民の理解のもと、下水道や、集落排水、合併処理浄化槽など、地域の実情に応じた整備手法の選択及び計画の策定を行い、効率的かつ計画的に整備を進めます。

③ ごみ処理施設、し尿処理施設

令和9年度末を目途に、過疎地域を含む県内市町の一般廃棄物処理施設の広域化・集約化について「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」の内容

を現況に合わせて見直し、長期的な視点で廃棄物処理体制のあり方を検討します。

(2) 防災・救急体制等の整備

【現状と課題】

大規模地震や津波、豪雨災害等による犠牲者を最小化するためには、正しい防災知識や適切な避難行動についての周知や啓発を行うことで、県民の防災意識の維持や向上、住民避難の実効性向上等に取り組んでいく必要があります。

また、大規模災害の発生に備え、自らの命を守り、地域で組織的に防災活動に取り組むことができるよう、地域防災の核となる自主防災組織の対応力や次代を担う子どもたちの防災意識の向上を図る必要があります。

2026（令和8）年3月末時点で、県内には土砂災害警戒区域が18,250区域あり、そのうち過疎地域には、3,382区域の警戒区域が存在します。なお、砂防関係事業により土砂災害対策施設の整備可能な箇所のうち、2026（令和8）年3月末時点で393区域において土砂災害防止施設が整備されています。

このような中、県内における土砂災害の発生状況は、過去5年間の年平均は84件であり、そのうち過疎地域では、その約8%に当たる7件発生しています。過疎地域は、中山間地域を多く抱えることから、比較的土砂災害発生件数が多い状況となっていますが、土砂災害防止施設の整備率は23.4%と全県の28.8%を下回っている状況です。

さらに、少子高齢化や地域における住民の連帯意識の低下など社会環境の大きな変化から、消防団への新規若年層入団者の減少や団員における被雇用者割合の増加などによる消防活動への影響が課題となっています。

消火栓や防火水槽などの消防水利については、いずれの過疎地域とも上水道の普及率が低いため、整備が遅れています。

【基本的方向】

南海トラフ地震臨時情報や地震・津波・風水害の災害リスク等を県民が正しく理解し、早期避難意識の高揚を図るほか、自主防災組織活性化委員会等を活用して、地域毎に課題に対する解決策を検討し、解決策や好事例を全県に横展開し、地域特性（山間部、沿岸部など）に応じた各種訓練や防災講座等での実践につなげていきます。

総合防災訓練や地域防災訓練、県及び市町の広報誌、メールマガジンなどの従来の発信方法による啓発に加え、SNS等の媒体を活用し、備蓄の重要性等を県民に広く周知します。

さらに、過疎地域における住民生活の安心、安全を確保するため、引き続き土砂災害防止施設等の整備を進めていくとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進し、警戒避難体制整備の構築を促進します。

加えて、地域防災の要である消防団の充実を図るため、新たな担い手となる女性や学生、外国人などの消防団への加入促進や、機能別団員制度の導入推進による活動体制の強化を図ります

消防機関による救急体制の確保と円滑な運用を図るため、医療機関受診や救急車利用の可否に関する助言等を行う「救急安心電話相談窓口（＃7119）」の認知度向上の取組及び運営体制の検証・改善を進め、救急車の適正利用を推進します。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

若者世代をはじめとした結婚やこどもを持ちたいという希望を叶えるため、結婚、妊娠、出産・子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、安心して結婚や子育てができる環境整備を進めます。

また、本格的な超高齢社会の到来、地域社会の脆弱化等、社会構造が変化する中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の構築に取り組みます。

(1) 子育て環境の確保のための対策

【現状と課題】

共働き世帯の増加や就労環境の多様化などにより、多様な保育に対する需要が高まっており、安心してこどもを預けられる環境の整備が求められています。

過疎地域などの人口減少が著しい地域においては、同世代の子どもの交流のほか、子育て中の保護者の情報交換の機会が減少しており、子育て家庭の不安等の解消のため、地域における子育て支援の充実が必要です。

【基本的方向】

過疎地域など地域の特性や事情に配慮するとともに、多様な働き方やライフスタイルに対応しながら、こどもをライフステージを通じて切れ目なく支援するため、「しずおかこども幸せプラン」に基づき、以下の対策を推進します。

- ・地域ニーズに適切に対応した保育所、認定こども園の運営や、こども誰でも通園制度の運営を支援
- ・保育の質の向上を図るため、乳幼児保育における保育士の手厚い配置を支援
- ・放課後児童クラブの待機児童の解消を図るための施設整備・設備充実を支援
- ・地域における子育て親子の交流等を促進する地域子育て支援拠点の整備・充実に支援

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

【現状と課題】

県内の高齢化率は、2026（令和8）年1月1日現在で31.1%であり、過去10年間で3.5ポイント上昇し、高齢化が進行しています。特に、過疎地域の高齢化は著しく進行しており、西伊豆町の高齢化率は県内で最も高く53.2%となっています。また、高齢者の中でも75歳以上の高齢者は648,479人であり、過去10年間で約1.3倍と増加しています。団塊の世代が85歳に到達する2040（令和22）年には、3人に1人以上が65歳以上、5人に1人が75歳以上となると推計されています。

高齢者の世帯の状況を見ると、高齢者のひとり暮らし世帯が増加し、2040年には、約6世帯に1世帯となることが見込まれており、孤立化の防止や認知症対策が喫緊の課題となっています。

介護保険の受給率は80歳を超えると急激に上昇し、90歳以上では、70%以上が介護保険のサービスを利用しています（厚生労働省「平成30年度介護給付費等実態統計」より）。介護保険施設等の整備を進めていますが、要介護認定者の増加により、特別養護老人ホームへの入所ニーズは依然高い傾向にあります。一方で、生産年齢人口が減少する中で、慢性的に介護人材が不足している状況にあります。

障害のある人は年々増加しており、また、障害のある人やその介護者等の高齢化も進んでいる状況です。これらの状況を踏まえ、県及び市町は、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」等を策定し、地域の実情に応じた障害福祉サービス等の提供に取り組んでいます。

障害のある人の地域での生活を支えるため、市町には、障害福祉計画等に基づき保健・医療・福祉サービス等の提供体制を整備することが求められますが、障害のある人への理解の促進、地域のニーズ等に応じた障害福祉サービス等の確保が課題となっています。

【基本的方向】

今後、高齢化が一層進む中で、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現に向けた体制整備を推進します。

高齢期を迎える前の時期から健康づくりや介護予防に取り組み、介護を必要とする状態になることの予防や、重度化の防止を図るための支援を行います。

また、認知症やひとり暮らし等であっても、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、見守りや介護が必要な場合には、必要とする質の高い介護サービスが適切に提供される体制づくりを進めます。それと同時に介護人材の養成を図り、介護現場での雇用を創出し、人の流入を促進します。

障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現を目指して、①障害に対する理解と相互交流の促進、②地域における自立を支える体制づくり、③多様な障害に応じた支援の3本柱で施策を推進します。

また、市町が設置する「地域自立支援協議会」を活用し、障害のある人の重度化・高齢化や“親亡き後”を見据え、地域の相談支援の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備に向けた取組を推進します。

さらに、より広域的な調整が必要な課題に対応するため、障害保健福祉圏域ごとに県が設置する「圏域自立支援協議会」を活用します。特に、社会資源の乏しい圏域においては、市町連携で支援体制の整備を図る取組を推進するため、県として広域調整等の後方支援を行います。

7 医療の確保

過疎地域は、医療機関が少ないことから、総合的な診療能力を備えた医師の確保やドクターヘリの運航などにより、専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制整備等を進めます。

また、地域医療を担う後継者を確保するため、医師が勤務しやすい環境づくりや、診療所の承継・開業支援等による地域の診療所の確保に取り組みます。

(1) 医療の確保

【現状と課題】

過疎地域は、医療機関が少ないことから、総合的な診療能力を備えた医師の確保や専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制の整備、通院が困難な住民の対面診療を補完する手段の確保等を進める必要があります。

また、過疎地域における医師の高齢化が進む一方で、若い医師の専門医志向等もあり、後継者不足が課題となっています。

【基本的方向】

総合診療・プライマリーケアを実施する医師の育成・確保や自治医科大学卒業医師の配置等を進めます。

また、市町による最寄の医療機関までの定期的な患者輸送やドクターヘリの運

航など専門的な医療や高度な医療を行う医療機関へ搬送する体制の整備や、ICT技術を用いたオンライン診療の拡充、へき地医療拠点病院の医師等による巡回診療等の充実を図ります。

併せて、医師が勤務しやすい環境づくりのため、代診医派遣制度の充実や医師等の勤務条件の改善を図るとともに、診療所の承継・開業への支援等により、地域における診療所の確保に取り組みます。

8 教育の振興

学校教育施設については、国庫補助制度等を活用し、老朽化等への対応を計画的に推進します。

社会教育施設等については、住民主体の地域づくりや地域課題の解決に向けた社会教育の拠点として整備し、積極的な活用を促進します。

また、スポーツ施設の整備・充実を図り、生涯を通じたスポーツ活動を行うための環境づくりを推進します。

(1) 公立小中学校等の教育施設の整備等

【現状と課題】

過疎地域の教育施設の整備については、校舎等の必要な施設はほぼ充足しており、耐震化も完了しています。今後は、老朽化が進んでいる施設の改修等が課題となります。

なお、少子化に伴う公立小中学校の統廃合については、コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因、地域事情等に配慮する等の課題が見られます。

【基本的方向】

国庫補助制度等を活用し、大規模改修、改築等の事業を計画的に実施するとともに、過疎地域を含む中山間地域における小規模校（県立高校）の教育の質の確保にむけた取組を推進します。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

【現状と課題】

地域の高齢化、技術革新、情報化、国際化等により、学習活動への関心が高まり、地域住民の要求はますます多様化・高度化しています。

また、図書館や公民館等の社会教育施設においては、地域課題を解決するために必要な学習を推進する役割や学習の成果を地域づくりにつなげる新しい地域の拠点としての役割が求められています。このようなまちづくりの中核となる地

域住民の交流の拠点としての機能に応えるため、図書館や公民館等の社会教育施設の環境整備の充実が必要です。

一部の施設は老朽化により、耐震補強や施設改修、建て替えの時期を迎えていますが、財政的に新たな施設の建設や維持管理等が困難な状況にあるため、既存の公共施設を転用し社会教育施設として活用することや、複数の社会教育施設を統合することも検討する必要があります。

成人の週1回以上のスポーツ実施率は上昇傾向にあり、また、県全体では県立スポーツ施設は、多くの県民が利用していますが、超高齢社会における県民の健康づくりや、地域における交流を促進するため、県民がスポーツ活動を行う機会の創出や環境の整備が求められています。

【基本的方向】

図書館、公民館等の社会教育施設の整備・充実は、住民主体の地域づくりなどの持続可能な共生社会の構築に向けた多様な取組や、行政をはじめとした地域の幅広い情報の発信拠点のために不可欠です。

地域課題の解決を目的とした学習活動を支援するため、図書館、公民館等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として整備し、積極的な活用を促進します。

また、学校・地域・家庭が一体となって、地域ぐるみでこどもを育てる「地域学校協働活動推進事業」の取組に、図書館、公民館等が積極的に連携するとともに、地域における世代間の交流など地域コミュニティの強化を図ります。

地域住民が誰でもスポーツ競技等に親しむことができる「しずおかスポーツフェスティバル」や、気軽にニュースポーツ等を楽しむことのできる「県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催し、住民の親睦と交流を深め、地域の活性化を図ります。

また、多世代、多種目、多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの普及等により、身近な地域でスポーツ活動ができる環境づくりを推進します。

9 集落の整備

過疎地域の集落は、地理的な特性から中山間地域に少戸数で点在しています。少子高齢化や人口流出により、地域の人口は減少していますが、集落数は2019（平成31）年の調査から横ばい状況です。

一つの集落を形成する人口、世帯数が減少している中、個々の集落では、集落機能の維持が難しくなっていることから、基幹集落を中心として複数集落をネットワーク化するなどにより、集落機能を相互に補完し合う「集落ネットワークの形成」

を促進し、集落の住民が安全・安心に暮らし続けることができるよう集落機能の強化を図ります。

あわせて、過疎地域の持つ豊かな自然や美しい景観、固有の文化などの魅力を活用し、外部の人との交流等により集落の活性化を図ります。

(1) 集落の整備

【現状と課題】

人口の流出や少子化により、県内過疎地域の集落においては高齢化が進み、65歳以上が50%以上を占める集落は、2024（令和6）年4月時点で147集落あり、集落全体（311集落）の47%を占めています。

また、集落の小規模化も進み、人口が50人以下の集落は、42集落あり、集落全体の13.5%を占めています。

高齢化、小規模化により集落の相互扶助機能が低下しているほか、医療機関や商業施設をはじめ生活の維持に不可欠な機能のある基幹集落への生活交通の確保が困難となっています。

集落に住み続けたいと希望する住民の意思を尊重しつつ、集落の機能を維持していくためには、雇用の場を創出するなど、集落の住民だけでなく、その集落に関わる外部人材の確保が必要です。

【基本的方向】

基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成を図り、集落間の移動手段の確保、ネットワーク全体での生活に不可欠な機能の維持など、住民が暮らし続けることができる環境の整備を促進します。

また、過疎市町が実施する、過疎地域の持続的発展に資する取組を促進するとともに、地域活性化の役割を担う、地域おこし協力隊、過疎政策支援員などの人材を活用し、雇用の創出や生活機能の確保等の取組を推進します。

10 地域文化の振興等

県では、「静岡県文化財保存活用大綱」で基本方針として定めた「文化財の確実な保存」、「文化財を支える多様な人材の育成」、「文化財の効果的な活用」に基づき、文化財の保護に取り組んでいます。

過疎地域については、担い手不足により滅失の危険性がある文化財の3次元データ化による保存と情報発信を図るとともに、文化財を支える団体の奨励と発掘に取り組む、無形民俗文化財の継承に向け、県と市町が連携して支援を進めていきます。

(1) 地域文化の振興等を図るための対策

【現状と課題】

文化財は、過疎化・少子高齢化に伴う担い手不足や管理負担が増大する一方で、観光や地域振興に係る地域資源としての期待の高まりを背景に、2018（平成30）年度に文化財保護法が改正され、地域における文化財の計画的な保存・活用の推進が求められています。

【基本的方向】

本県では、今後の文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方針として「静岡県文化財保存活用大綱」を2020（令和2）年3月に策定し、基本方針として「文化財の確実な保存」、「文化財を支える多様な人材の育成」、「文化財の効果的な活用」を掲げています。

「文化財の確実な保存」に係る取組として、文化財の修理や防災対策等に係る文化財所有者へ支援や、文化財3次元データ化等、文化財の適切な保存を推進します。

「文化財を支える多様な人材の育成」に係る取組として、住民や民間団体と連携し、地域で文化財を支える人材を育成すると共に、地域で文化財の保存・活動に取り組む団体を支援します。

「文化財の効果的な活用」に係る取組として、文化財3次元データの公開をはじめとする情報発信の他、観光やまちづくり等との連携を促進します。

(2) 文化の振興

【現状と課題】

文化施設が各地域の中心地に集中することによる文化芸術の享受に対する地域間格差の解消のため、県内文化団体と連携し、県内各地で学校訪問プログラム等の鑑賞機会の提供を目的としたアウトリーチ事業を実施しています。

2021（令和3）年1月に設立されたアーツカウンシルしずおかと連携し、文化芸術による地域課題の解決、地域の活性化及び文化振興を図っています。

その成果として、県内各地の地域資源や身近な課題等を可視化し、資源の活用や課題解決の糸口を見い出すことができたほか、アートやアーティストと住民が身近に接することにより、地域への誇りの醸成、関係人口の増加、地域の活性化へと徐々に寄与することができましたが、今後、同事業を継続し、拡大していく必要があります。

【基本的方向】

県内各地での文化芸術鑑賞の機会を促進するため、県内プロオーケストラ及び SPAC が実施する学校等訪問プログラムは、過疎地域を優先し、各市町の類似事業の実施状況を踏まえ、引き続き実施します。また、県立の文化施設の収蔵品のデジタル化やデジタルコンテンツの制作、配信を進め、自宅等から文化芸術に触れる機会の拡大に努めます。

引き続きアーツカウンシルしずおかと連携し、文化芸術による地域課題の解決、地域の活性化及び文化振興を図ります。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

国は 2020（令和 2）年 10 月に、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを表明し、2025（令和 7）年 2 月に策定された第 7 次エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーは最大限導入するとしています。

また県は、環境や地域と調和した再生可能エネルギーの導入拡大を進めています。

こうしたことから、過疎地域においても、地域の理解を前提として、地域資源を活用した再生可能エネルギーを導入し、利活用を進めていきます。

(1) 再生可能エネルギーの利用の推進

【現状と課題】

安全・安心で環境負荷の少ない持続可能なエネルギー体系を構築するため、再生可能エネルギーの導入など地域の特色ある資源の活用やエネルギーの高効率利用に取り組み、従来の一極集中型から小規模分散型のエネルギー体系への転換によるエネルギーの地産地消を推進する必要があります。

【基本的方向】

引き続き、過疎地域をはじめとした、農山村地域の豊かな自然資源を生かし、太陽光発電や小水力発電、バイオマス発電、温泉熱発電などの再生可能エネルギー等の導入を促進します。あわせて、エネルギーの高効率利用に取り組み、農山村地域におけるエネルギー源の多様化及びエネルギー産業の振興による、エネルギーの地産地消の推進を図り、地域経済の好循環を目指します。